

1 変更の内容

変更後	変更前
<p>第1章 総則（事務所）</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市に、従たる事務所を山形県山形市に置く。</p> <p>第9章 公告の方法（公告の方法）</p> <p>第54条 この法人の公告は、この法人の本法人ホームページ上または内閣府NPO法人ポータルサイト上に電磁的に行う。</p>	<p>第1章 総則（事務所）</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を山形県山形市内に置く。</p> <p>第9章 公告の方法（公告の方法）</p> <p>第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>